

第 7 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 2 月 23 日（金）午前 9 時 30 分から 10 時 19 分
2. 開催場所 中央公民館第 2 会議室

3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子			
会長職務代理者	9 番	西田	三郎			
農業委員	1 番	古市	道則	2 番	中里	安男
	3 番	池亀	昭次	4 番	牛野	進一郎
	6 番	小山	重和	8 番	寺田	誠
	10 番	西田	暁	11 番	高田	照美

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	小山	幸良	ロ.	片板	大作
ハ.	柳田	和則	二.	中峯	哲義
ホ.	高田	正一	ヘ.	小脇	浩一
ト.	中畠	一三			

4. 欠席委員

農業委員

7 番 河野 律雄

農地利用最適化推進委員（順不同）

チ. 雨田 俊孝

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 29 年度第 7 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないことの判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市 義朗
農地振興係長	河野 彰子
農地振興係主任	日高 隆一郎

7. 会議の概要

事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。
(農業委員のうち)河野 律雄 委員、(農地利用最適化推進委員のうち)雨田 俊孝 推進委員が欠席であります。

事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第7回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 3番、池亀 昭次 委員。4番、牛野 進一郎 委員を指名します。

議長 日程第2、(議案協議)議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成29年度第7号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

なお、整理番号1番において、池亀委員が農業委員会法第31条第1項議事参与の制限に該当することになりますので、退席をお願いします。

(池亀 昭次 委員、退場)

議長 それでは、事務局より議案第1号 整理番号1番の説明をお願いいたします。河野係長。

事務局 議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、平成30年2月28日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権4件のうち賃借権1件)を定めたいので、承認を求めるものでございます。

資料は3ページをご覧ください。

まず、利用権の設定について説明いたします。

公告日は平成30年2月28日で、期間の始期を平成30年3月1日から、終期が平成35年2月28日の5年間存続でございます。畑 ●●㎡です。

4ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号1番。利用権設定をする者が、南種子町○○××番地 A。

利用権設定を受ける者は、南種子町○○××番地 B です。

土地の所在は、○○字△△××番、畑 1筆、●●㎡です。

さとうきび作付けで、賃借料 〇〇円、5年間設定で 新規設定 です。
個別の資料については、6 ページから添付してありますのでお目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号 整理番号 1 番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 1 号 整理番号 1 番については原案のとおり決定いたしました。

議 長 池亀委員の入場を求めます。

(池亀 昭次 委員、入場)

議 長 引き続き残りの案件の説明をお願いいたします。河野係長。

事務局 議案第 1 号は農用地利用集積計画の承認について、平成 30 年 2 月 28 日を公告日とする農用地利用集積計画（賃借権 4 件のうち残り 3 件・所有権移転 1 件・農地中間管理権 4 件）を定めたいので、承認を求めるものです。資料は 3 ページをご覧ください。

まず、利用権設定について説明いたします。

公告日は平成 30 年 2 月 28 日で、期間の始期を平成 30 年 3 月 1 日から、終期が平成 35 年 2 月 28 日の 5 年間存続が 3 件で、田 ●●㎡、合計で 11 筆 です。

4 ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

利用権設定をする者が、南種子町〇〇××番地 C。利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 D です。

土地の所在は、〇〇字△△××番 外 7 筆、合計 ●●㎡ で、5 年間設定です。

整理番号 3 番以降については、お目通しをお願いいたします。

個別の資料については、7 ページから添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

続いて、資料 11 ページをお開きください。所有権移転の総括表です。

今回は、鹿児島県地域振興公社が買い入れる事案でございます。

公告日は平成 30 年 2 月 28 日、対価の支払いが平成 30 年 3 月 13 日、引渡時期が平成 30 年 3 月 13 日で、畑が ●●㎡でございます。

12 ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号 1 番。所有権移転をする者は、鹿児島県始良市〇〇××番××号 E。

土地の所在は、〇〇字△△××番 畑 1 筆、面積が ●●㎡の所有権の移転で 権利の内容は、牧草作付けで、売買で対価 〇〇円 です。

個別の資料については 13 ページから添付してありますのでお目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

続いて、資料は 15 ページをご覧ください。農地中間管理権の総括表でございます。

公告日は平成 30 年 2 月 28 日で、上段が期間の始期を平成 30 年 3 月 31 日から、終期が平成 35 年 3 月 30 日の、5 年間存続が 1 件で、畑が ●●㎡の申請であります。

下段が期間の始期を平成 30 年 3 月 31 日から、終期が平成 40 年 3 月 30 日の、10 年間存続が 3 件で、畑 ●●㎡の申請でございます。

16 ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

利用権設定を受ける者が、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社で、利用権設定をする者は、南種子町〇〇××番地 F 外 3 名の方です。

内容については、16 ページに記載してあるとおりでございます。お目通しをお願いいたします。

なお、備考欄に設定期間と借り手を予定している方のお名前を記載しております。

個別の資料については 17 ページから添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

以上 4 件の利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、農用地の集団化、利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資すると認められ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号 残りの案件については、原案の

とおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号 残りの案件については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人・G、譲受人・H、外3件を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。日高主任。
27ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が4件です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 G。譲受人が、南種子町〇〇××番地 H です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、28ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は32ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 I。譲受人が、南種子町〇〇××番地 J です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●㎡。

ほかに、同字に1筆の合計で2筆、地積合計は ●●㎡ です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、29ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は37ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 K。譲受人が、南種子町〇〇××番地 H です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、30ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は42ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、埼玉県南埼玉郡宮代町〇〇××番地 L。譲受人が、南種子町〇〇××番地 M です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、31ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 47 ページから添付しています。

以上 4 件につきましては、2 月 13 日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号 1 番・2 番・3 番、牛野委員。

4 番委員 整理番号 1 番。H さん ですけども、面積が狭いということでしたが、将来的には息子さんが家を建てるということの取得ということでした。それまでの間は本人が〇〇に勤めている関係で、仕事帰りとか合間を見て耕作をするということでした。

整理番号 2 番。J さん に聞き取りをしたところ、現地は田ですけども、ほぼ手入れのされていない荒れ地です。開墾して田んぼにしていくな、本人の年齢も年齢なので、意思を確認したところ、将来的にはミカンを作付けする予定だということです。現地調査の時に、土地の状態などから見て問題があるのではないかとということでしたので、再度、J さんと、息子さんの N 君を交えて話をしました。田んぼにするつもりということですが、やってみて無理なようなら N 君がここにミカンを植えるということでした。

整理番号 3 番。これは K さんと、H さん ですけども、そもそも H さんが息子さんの家を建てる土地を探しているときに、K さんが、2 人は子供同士が結婚しているということで、そういう関係でその土地をやるという話だったんですが、土地の状況を見た結果、家を建てるには水はけが悪いとかいう理由で宅地には相応しくないということで、その結果、整理番号 1 番の G さんの農地を求めたような訳ですが、3 番の農地もせっかく貰ったので、本人が作付けをしたいということでありました。

議長 整理番号 4 番、西田 三郎 委員。

9 番委員 M さん の件ですが、これは、M さんのお兄さんが亡くなって、その遺産を M さんが相続をしたということで、当該地も、その遺産相続の一部になります。で、この土地は、名義人が L さんのお父さん所有の名義になっているようです。そのお父さんが、息子の L さんに、この土地は自分が間違えて名義変更した土地だから返すようにと遺言を受けていた土地でありまして、今回遺産相続する過程で発覚して、M さんに名義を変えたいということで、それは現実的には、M さんの先祖代々に亘って維持管理・耕作してきた土地ということになります。で、申請理由が経営拡大ということになっているんですが、本人の年齢は既に 78 歳でございますので、経営拡大というのは少し違和感があるんですが、息子にしたらどうかと提案をしたんですけど、もう既に司法書士に依頼して書類は完成していると、だからこのまま名義変更させてくださいということです。以上でございます。

- 議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議 長 質疑ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)
- 議 長 異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・O、
事 務 局 譲受人・P、を議題にします。
それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。日高主任。
資料53ページをお開きください。
議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めるもので、転用申請が1件です。
整理番号1番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 P。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 O。
土地の所在は、〇〇字△△××番。
登記・現況地目は、畑。地積は ●●㎡ です。
また、同字××番、登記・現況地目は 畑。地積は ●● で、2筆の合計地積は、●●㎡ です。
転用計画としまして、地目を 牧場 に変更。
工事計画は、平成30年3月から平成30年6月までの4ヶ月。
資金は、土地取得費 〇〇円・造成費 〇〇円・建築費として畜舎・堆肥舎 〇〇円の合計 〇〇円 で、全て自己資金となっています。
転用目的としましては、畜舎及び堆肥舎です。
転用事由の詳細としまして、「現在の畜舎が手狭になった為、当該地に畜舎及び堆肥舎を建築し、和牛の生産の効率化・円滑化を図るため。」とのことです。
周囲の状況につきましては、北・西側面が水路を挟んで農地、南側面が里道を挟んで農地、東側面が自己所有の山林となっています。
隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして
(1) 造成計画が、盛土・切土を最高 0.5m 行う。
(2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
(3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅 2.0m 程度設ける。
(4) 用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下。
(5) し尿等はパドック内で処理し、堆肥等については、堆肥舎で管理することになっております。

なお、申請地は農用地区域 外 及び都市計画区域 内 で、農地区分は「第 2 種農地」の「その他の農地」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は 54 ページから添付しています。

なお、この件につきましては、2 月 13 日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いいたします、整理番号 1 番、高田委員。

11 番委員 今回の転用申請 P さんの件について、説明をいたします。現在、P さんは、成牛 16 頭程度、飼育しております、55 ページの図面を開いていただきたいと思います。55 ページの図面の中で、中央の上のほうに、P さんの宅地があります。その隣に、Q さん、父親の住宅があります。その隣に L 字型で囲っている部分があるかと思えます。この部分が今現在、牛を飼育している畜舎になります。これが●●㎡程度ということで、多頭飼育する中においては手狭になってきたということで、今回、農地を購入して、〇〇字△△××番、同字××番に新しく畜舎及び堆肥舎を設置したいという考えで、申請が出ております。現在 16 頭の牛を飼育しており、その中で、この小屋に入っているのは、子持ちをする親牛を入れて、後の分については、牧場で飼育しているということです。餌やりについてはスタンションを設置して、そこで餌をやっているというような状況でございます。そういう訳で、こうした土地を求めて畜舎を建築し、飼育頭数の目標を 20 頭以上にしたいということでございますので、民家から奥に入った土地ですので、大変いいことではないかと考えております。また今回、この堆肥舎を建築するに当たって、進入路が少し狭いために、この進入路についても、本人の考えでは自分の土地を幾らか削って畜舎、牧場に繋げたいという考えのようでございますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 3 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人・R 外 6 件 を議題にします。

それでは事務局より、議案第 4 号の説明をお願いいたします。日高主任。

61 ページをお開きください。

議案第 4 号は、農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明について審査を求めるもので、7 件 です。

整理番号 1 番から、資料を読み上げます。

整理番号 1 番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地の R。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記地目が 畑、農地台帳上の現況地目は 宅地。地積は ●●㎡ です。

変更年月日については、昭和 55 年以前 です。

現況といたしまして、『申請地は、昭和 55 年以前より宅地として利用され現在に至っております。』とのことです。

参考資料は 63 ページから添付しています。

整理番号 2 番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地の S。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記地目が 畑、農地台帳上の現況地目は 山林。地積は ●●㎡ です。

変更年月日については、昭和 40 年以前 です。

現況といたしまして、『申請地は、昭和 40 年以前より耕作をしておらず、竹木類の生い茂った状態で現在に至っております。』とのことです。

参考資料は 66 ページから添付しています。

整理番号 3 番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地の S。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記地目が 田、農地台帳上の現況地目は 原野。地積は ●●㎡ です。

変更年月日については、昭和 40 年以前 です。

現況といたしまして、『申請地は、昭和 40 年以前より耕作をしておらず、低木類の生い茂った状態で現在に至っております。』とのことです。

参考資料は 68 ページから添付しています。

整理番号 4 番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地の S。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記地目が 畑、農地台帳上の現況地目は 原野。地積は ●●㎡ です。

変更年月日については、昭和 40 年以前 です。

現況といたしまして、『申請地は、昭和 40 年以前より耕作をしておらず、低木類の生い茂った状態で現在に至っております。』とのことです。

参考資料は 70 ページから添付しています。

整理番号 5 番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地の T。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記地目が 田、農地台帳上の現況地目は 山林。地積は ●●㎡ です。

変更年月日については、昭和 40 年以前 です。

現況といたしまして、『申請地は、昭和 40 年以前より耕作をしておらず、竹木類の生い茂った状態で現在に至っております。』とのことです。

参考資料は 72 ページから添付しています。

整理番号 6 番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地の T。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記地目が 田、農地台帳上の現況地目は 原野。地積は ●●㎡です。

変更年月日については、昭和 40 年以前 です。

現況といたしまして、『申請地は、昭和 40 年以前より耕作をしておらず、低木類の生い茂った状態で現在に至っております。』とのことです。

参考資料は 74 ページから添付しています。

整理番号 7 番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地の T。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記地目が 田、農地台帳上の現況地目は 原野。地積は ●●㎡です。

ほかに同字に 1 筆 の合計で 2 筆、地積合計は ●●㎡ です。

変更年月日については、昭和 40 年以前 です。

現況といたしまして、『申請地は、昭和 40 年以前より耕作をしておらず、低木類の生い茂った状態で現在に至っております。』とのことです。

参考資料は 76 ページから添付しています。

また、整理番号 2 番から 7 番までの全体図を 78 ページから添付しています。

以上 7 件の内容につきましては、2 月 13 日の現地調査において、相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号 1 番、西田 三郎 委員。

9 番委員

ご説明申し上げます。（整理番号 1 番。）当該筆は〇〇集落の建物が立て込んだ中にあります。申請地の R さんの 娘さんが 2 年ぐらい前にこちらへ帰って来て、もう地元で就職して仕事もしていらっしゃいます。

この機会に、娘さんに名義を変えようという手続きを進めたところ、現在、倉庫・一部住宅からなっている部分が、畑のままになっており、手続き上、宅地に変えたいということでの当該申請であります。資料に書いてあるとおり、もう 30 年以上前に、父親が倉庫兼住宅を造った訳ですけども、以来宅地として利用している。周囲の状況から見ても、宅地として認めるのが適当と判断をしたところでございます。以上でございます。

議 長

10 番委員

整理番号 2 番から 7 番にかけて、西田 暁 委員。

事務局から詳しい説明がございましたが、2 番から 4 番までが申請人・S さん で 3 筆、田んぼが ●●㎡、畑が ●●㎡ でございます。

5 番から 7 番までについての、申請人は T さん で 4 筆、田んぼが ●●㎡、でございます。12 日の 9 時から申請人の 2 名と、測量をやっている〇〇事務所とともに現地の確認に立ち会いました。資料の 79 ページを見ただけであればお分かりのように、申請地は昭和 40 年以前より耕作をし

ておらず、竹木や低木類の生い茂った状態であり、現在に至っておりますとのことです。13日の現地調査で確認をしておりますので、審議のほうをよろしくお願いいたします。

議 長 以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第5号 農地法第2条第1項の農地に該当しないことの判断について、対象者・U 外1件 を議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第5号の説明をお願いいたします。日高主任。
81ページをお開きください。

議案第5号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号1番。台帳所有者が、南種子町〇〇××番地のU。

土地の所在は、南種子町〇〇番地、地目は畑、地積は●●㎡、外1件の1筆で、地積合計が、●●㎡になります。

この2筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、すでに山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

2月13日の現地調査において、会長、高田農地部長・古市委員・中里委員・西田三郎委員・職員4人で現地確認をしております。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。